

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

1.世帯番号、2.世帯主カナ氏名、3.世帯主漢字氏名、4.行政区コード、5.現住所郵便番号、6.現住所自治体コード、7.現住所町字コード、8.現住所、9.現住所方書コード、10.現住所方書、11.異動事由、12.宛番号、13.除票区分、14.住民異動日、15.住民届出日、16.住定異動日、17.住定異動事由、18.住定届出日、19.住定届出事由、20.カナ氏名、21.漢字氏名、22.性別コード、23.生年月日、24.続柄コード、25.本籍自治体コード、26.本籍郵便番号、27.本籍、28.筆頭者漢字、29.旧姓漢字、30.住民票コード、31.前住所自治体コード、32.前住所郵便番号、33.前住所、34.前住所方書、35.前住所世帯主漢字、36.転出予定地自治体コード、37.転出予定地郵便番号、38.転出予定地、39.転出予定地方書、40.転出予定地世帯主漢字、41.転出確定地自治体コード、42.転出確定地郵便番号、43.転出確定地、44.転出確定地方書、45.転出確定地世帯主漢字、46.最終住民登録地自治体コード、47.最終住民登録地郵便番号、48.最終住民登録地、49.最終住民登録地方書、50.最終住民登録地世帯主漢字、51.未届期間開始、52.未届期間終了、53.付記事項(備考)、54.除票異動日、55.除票届出日、56.除票異動事由、57.除票届出事由、58.外国人本名カナ、59.外国人本名漢字、60.外国人通称カナ、61.外国人通称漢字、62.外国人併記名漢字、63.外国人併記名カナ、64.国籍コード、65.国籍漢字、66.在留カード等番号、67.在留資格コード、68.在留資格漢字、69.30の45区分、70.在留期間、71.在留期限満了日、72.外国人生年月日、73.外国人住民異動日、74.外国人住民届出日、75.外国人住定異動日、76.外国人住定異動事由、77.外国人住定届出日、78.外国人住定届出事由、79.居住地届出フラグ、80.通称履歴、81.個人番号、82.国保資格得喪区分、83.国保資格退職者医療区分、84.介護保険資格得喪区分、85.国民年金記号番号、86.国民年金種別区分、87.国民年金保険区分、88.国民年金受給区分、89.児童手当得喪区分、90.後期高齢得喪区分、91.福祉医療得喪区分、92.旧氏 漢字、93.旧氏 ふりがな

### (2) 本人確認情報ファイル

1.住民票コード、2.漢字氏名、3.外字数(氏名)、4.ふりがな氏名、5.清音化かな氏名、6.生年月日、7.性別、8.市町村コード、9.大字・字コード、10.郵便番号、11.住所、12.外字数(住所)、13.個人番号、14.住民となった日、15.住所を定めた日、16.届出の年月日、17.市町村コード(転入前)、18.転入前住所、19.外字数(転入前住所)、20.続柄、21.異動事由、22.異動年月日、23.異動事由詳細、24.旧住民票コード、25.住民票コード使用年月日、26.依頼管理番号、27.操作者ID、28.操作端末ID、29.更新順番号、30.異動事更新順番号、31.更新禁止フラグ、32.予定者フラグ、33.排他フラグ、34.外字フラグ、35.レコード状況フラグ、36.タイムスタンプ、37.旧氏 漢字、38.旧氏 外字数、39.旧氏 ふりがな、40.旧氏 外字変更連番

### (3) 送付先情報ファイル

1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字 外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名 項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所 項目長、14.市町村住所、15.市町村住所 外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名 項目長、18.交付場所名、19.交付場所名 外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所 項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所 外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名 項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名 外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所 項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所 外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名 漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所 項目長、46.住所、47.住所 外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名 項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所 項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン、62.旧氏 漢字、63.旧氏 外字数、64.旧氏 ふりがな、65.旧氏 外字変更連番、66.ローマ字 氏名、67.ローマ字 旧氏

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(別添2)提供先一覧

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

| 提供先                            | ①法令上の根拠                        | ②提供先における用途                                                                                         |
|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働大臣                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項  | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務                                                         |
| 全国健康保険協会                       | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務                                                                              |
| 健康保険組合                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項  | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務                                                                              |
| 厚生労働大臣                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項  | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務                                                         |
| 全国健康保険協会                       | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項  | 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 |
| 都道府県知事                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務                     |
| 都道府県知事                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務                                                                       |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務            |
| 都道府県知事                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務                                                                       |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務                                                                       |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項 | 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務                                                         |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務                                                  |
| 都道府県知事                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務                                                            |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務                                                   |
| 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務                                                                              |

| 提供先                            | ①法令上の根拠                        | ②提供先における用途                                                 |
|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である市町村長   | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務                                      |
| 日本私立学校振興共済事業団                  | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務                        |
| 厚生労働大臣                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務                          |
| 共済組合等                          | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務                          |
| 文部科学大臣                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務           |
| 都道府県教育委員会                      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務           |
| 都道府県教育委員会                      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務                            |
| 市町村教育委員会                       | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務                            |
| 国家公務員共済組合                      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務                                 |
| 国家公務員共済組合連合会                   | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務      |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                            |
| 国民健康保険組合                       | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                            |
| 厚生労働大臣                         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務 |
| 市町村長                           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務          |
| 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務  |
| 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である市町村長   | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務  |

| 提供先            | ①法令上の根拠                         | ②提供先における用途                                                                    |
|----------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 都道府県知事等        | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項  | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務                                                     |
| 地方公務員共済組合      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項  | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務                                                   |
| 地方公務員共済組合      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項  | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務                      |
| 全国市町村職員共済組合連合会 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項  | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務                      |
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項  | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務                                                           |
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項  | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務                                                           |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務                                        |
| 都道府県知事         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務                                        |
| 都道府県知事等        | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務 |
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項  | 母子保健法による費用の徴収に関する事務                                                           |
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務                                                   |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の110の項 | 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務                                |
| 後期高齢者医療広域連合    | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                                  |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の118の項 | 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務       |
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務                                          |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項 | 平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務           |

| 提供先                            | ①法令上の根拠                         | ②提供先における用途                                |
|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務 |
| 平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務 |

| 提供先            | ①法令上の根拠                         | ②提供先における用途                                                                                                       |
|----------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項 | 介護保険法による保険給付の支給に関する事務                                                                                            |
| 都道府県知事         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の136の項 | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務                                                                                 |
| 都道府県知事         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務                                                                 |
| 保健所を設置する市の長    | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務                                                                 |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務 |
| 独立行政法人日本学生支援機構 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務                                                                                |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務                                                                     |
| 都道府県知事         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務                                                      |
| 市町村長           | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務                                                      |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の149の項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務                                                          |
| 厚生労働大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の150の項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務                                      |
| 文部科学大臣         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務                                                                             |
| 都道府県知事         | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務                                                                             |
| 都道府県教育委員会      | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務                                                                             |

| 提供先    | ①法令上の根拠                         | ②提供先における用途                                                               |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 厚生労働大臣 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務                        |
| 市町村長   | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| 厚生労働大臣 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務                                |
| 都道府県知事 | 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務                                      |

| 移転先                               | ①法令上の根拠            | ②移転先における用途                                                                             | ⑥移転方法             | ⑦時期・頻度        |
|-----------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------|
| 保育課                               | 番号利用法第9条第1項別表の9の項  | 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務                                                | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 障害福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の9の項  | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 | その他<br>(庁内ネットワーク) | 日次            |
| こども政策課                            | 番号利用法第9条第1項別表の10の項 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務                                         | 紙                 | 必要に応じて、<br>随時 |
| 健康推進課                             | 番号利用法第9条第1項別表の14の項 | 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務                                      | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 障害福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の21の項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務                                      | その他<br>(庁内ネットワーク) | 日次            |
| 障害福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の22の項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務      | その他<br>(庁内ネットワーク) | 日次            |
| 生活福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の23の項 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務                             | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 市民税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター   | 番号利用法第9条第1項別表の24の項 | 市県民税の賦課に関する事務                                                                          | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 資産税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター   | 番号利用法第9条第1項別表の24の項 | 固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務                                                                   | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 市民税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター   | 番号利用法第9条第1項別表の24の項 | 軽自動車税の賦課に関する事務                                                                         | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター  | 番号利用法第9条第1項別表の24の項 | 国民健康保険税の賦課に関する事務                                                                       | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 納税課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター    | 番号利用法第9条第1項別表の24の項 | 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の収滞納に関する事務                                               | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター  | 番号利用法第9条第1項別表の44の項 | 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又国民健康保険税の税額に関する事務                                     | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター  | 番号利用法第9条第1項別表の46の項 | 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務                                 | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 危機管理課                             | 番号利用法第9条第1項別表の55の項 | 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務                                              | 紙                 | 必要に応じて、<br>随時 |
| こども政策課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター | 番号利用法第9条第1項別表の56の項 | 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務                                             | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時            |
| 福祉総務課                             | 番号利用法第9条第1項別表の60の項 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務                                     | 紙                 | 必要に応じて、<br>随時 |
| 長寿いきがい課                           | 番号利用法第9条第1項別表の61の項 | 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務                                             | 紙                 | 必要に応じて、<br>随時 |
| こども政策課                            | 番号利用法第9条第1項別表の63の項 | 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務                                               | 紙                 | 必要に応じて、<br>随時 |
| こども政策課                            | 番号利用法第9条第1項別表の64の項 | 母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務                                  | 紙                 | 必要に応じて、<br>随時 |

| 移転先                               | ①法令上の根拠             | ②移転先における用途                                                                                                                | ⑥移転方法             | ⑦時期・頻度    |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------|
| こども政策課                            | 番号利用法第9条第1項別表の65の項  | 母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務                                                                                          | 紙                 | 必要に応じて、随時 |
| 障害福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の66の項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務                                                                    | その他<br>(庁内ネットワーク) | 日次        |
| 障害福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の67の項  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務      | その他<br>(庁内ネットワーク) | 日次        |
| 福祉総務課                             | 番号利用法第9条第1項別表の68の項  | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務                                                                          | 紙                 | 必要に応じて、随時 |
| 地域保健課                             | 番号利用法第9条第1項別表の70の項  | 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |
| 福祉総務課                             | 番号利用法第9条第1項別表の71の項  | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による特別給付金の支給に関する事務                                                                        | 紙                 | 必要に応じて、随時 |
| 福祉総務課                             | 番号利用法第9条第1項別表の74の項  | 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務                                                                       | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |
| こども政策課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター | 番号利用法第9条第1項別表の81の項  | 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務                                                                   | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |
| 保険年金課/大里行政センター/妻沼行政センター/江南行政センター  | 番号利用法第9条第1項別表の85の項  | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                                                                              | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |
| 生活福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の95の項  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務                                                  | 紙                 | 必要に応じて、随時 |
| 大里広域市町村圏組合介護保険課                   | 番号利用法第9条第1項別表の100の項 | 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                                                                               | 庁内連携システム          | 随時        |
| 福祉総務課                             | 番号利用法第9条第1項別表の104の項 | 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務                                                                             | 紙                 | 必要に応じて、随時 |
| 保険年金課                             | 番号利用法第9条第1項別表の116の項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務                                                               | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |
| 障害福祉課                             | 番号利用法第9条第1項別表の117の項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務                                                | その他<br>(庁内ネットワーク) | 日次        |
| 保育課                               | 番号利用法第9条第1項別表の127の項 | 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務                                                     | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |
| 保険年金課                             | 番号利用法第9条第1項別表の128の項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                     | その他<br>(庁内ネットワーク) | 随時        |